

# いじめ防止基本方針

福島市立水保小学校

## 1 いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめがすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市・学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条で定められているとおり、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「いじめ」にあたるか否かの判断にあたっては、以下の4点を踏まえることが大切である。

- 1) いじめられた児童の立場に立つこと。
- 2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- 3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- 4) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

## 3 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、生命または、身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(たとえば無秩序性や閉塞性)から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめをしない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきとして認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

## 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) 学校は教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能

- 力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、すべての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境作りに努める。
- (2) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。  
このため、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
  - (3) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。
  - (4) いじめがあることが確認された場合、ただちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情聴取をした上で適切に指導する等組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。
  - (5) 教職員は日頃から、いじめを防止するための学級作りや相談体制等について研修を深めるとともに、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深める。

## 5 本校におけるいじめの防止等のための取組

- (1) 道徳教育の充実  
命や心を大切にすることなどの道徳教育のねらい達成のために、道徳の時間と各領域との関連を十分に図り、学校教育全体を通しての積極的な「心の教育」の充実を図る。また、児童と教師、児童と児童の温かい人間関係を醸成し、生徒指導の機能を生かしながら豊かな心を育成する。  
道徳的実践力を高めるため、道徳の時間の充実を図るとともに、家庭や地域社会との適切な連携のもと、機会と場をとらえて道徳的実践を促す指導に努める。また、授業参観において、道徳の時間を公開し、保護者の方々への理解を図るとともに、家庭の教育力の向上を図る。
- (2) 少人数教育によるきめ細かな指導  
教員が子ども一人ひとりに向き合い、子どもたちが抱える課題やその背景を的確に把握し、きめ細かに対応することにより、不登校やいじめの未然防止に努める。  
生徒指導協議会や職員会議等を通して、児童の生活全般における課題及び努力・進歩した点等について全職員が共有し、全校集会や下校指導などにおいて特に友達への思いやりを持った行動や仲良く協力して取り組んだ事例などについて賞賛・奨励する機会を設ける。
- (3) 情報モラル教育の推進  
児童に対し情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。
- (4) 相談支援体制の充実  
教員の教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる相談体制の整備に努める。  
特に、「いじめ防止チーム」及び「生徒指導協議会」の機能を生かし、下記に示す、児童アンケートや相談事業等を行い、児童の生徒指導上の問題が発生した場合には組織的に対応にあたる。  
○児童に対するアンケート等  
「心のれんらくカード」を年2回実施する。また、「QUテスト」を行う。  
友達や集団との関わり、いじめや不登校、学校生活における悩みなどを把握するとともに、解決・改善を図ることができるようにする。  
○相談事業の実施
  - ・ 児童と教師との間で行う「教育相談」を6月・11月に全児童を対象に実施する。
  - ・ 保護者と教師の間で行う「個別懇談」を12月に全家庭を対象に行う。

## 6 いじめの防止等の対策ための組織

いじめへの対応に向けた取組を、実効的に行うために、次の組織を設ける。

- (1) 名称 「いじめ防止チーム」
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭等
- (3) 組織の役割
  - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
  - いじめの相談・通報の窓口
  - いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（定例会、生徒指導協議会 等）
  - いじめの疑いまたはいじめに係る組織的な対応と、そのための連絡、調整

## 7 いじめの未然防止のための取組

学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 1) 子どもたちがいじめ問題を自分のこととして考え、いじめを許さない集団づくりに努める。
- 2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- 3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等の活用を図る。
- 4) 教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- 5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- 6) 校内研修の充実、いじめの相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- 7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## 8 いじめの早期発見のための取組

いじめは、大人(職員 保護者 地域住民等)の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

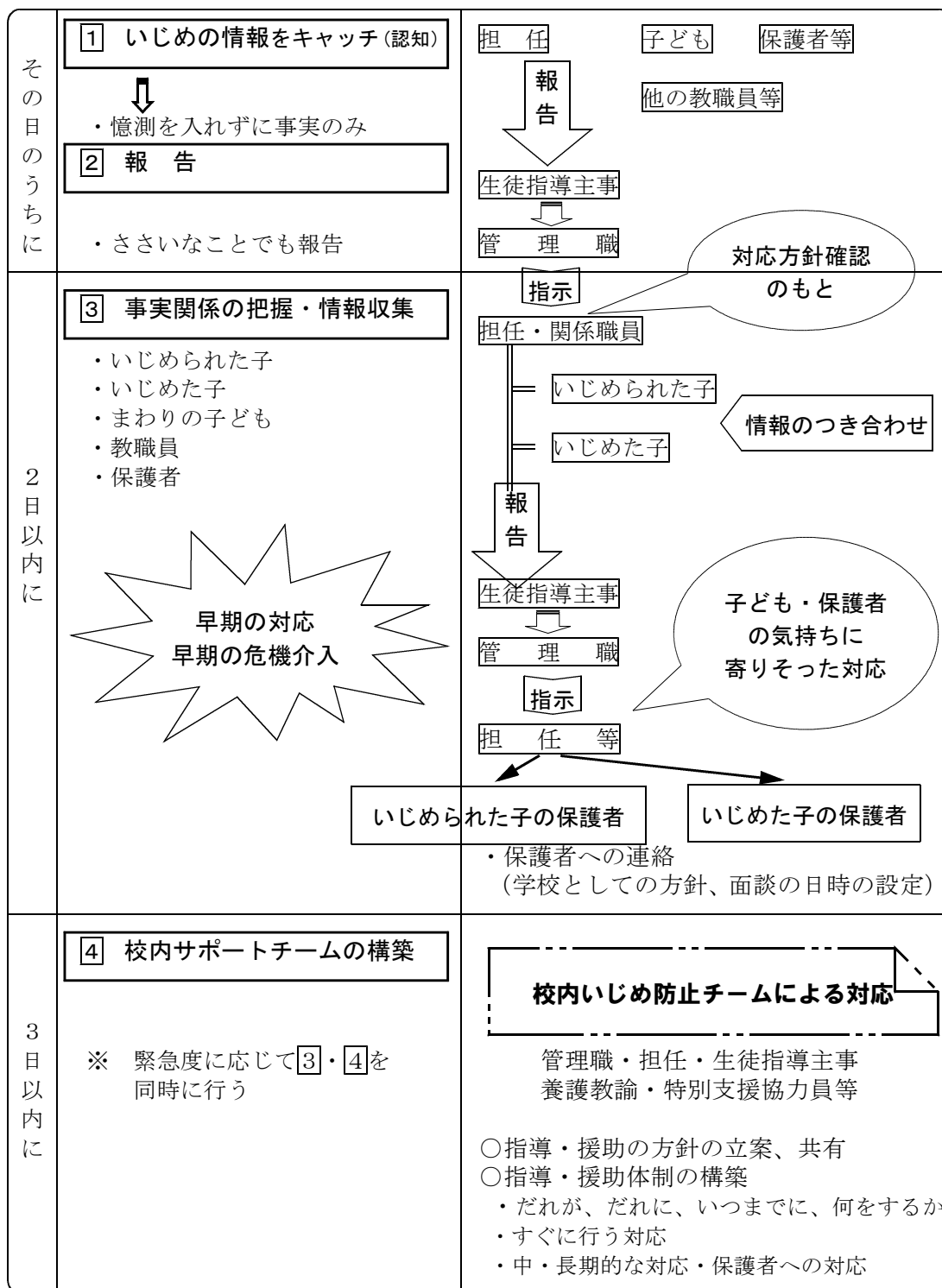
- 1) 子どもの声に耳を傾ける。(教育相談 アンケート調査 生活ノート・日記 等)
- 2) 子どもの様子を把握する。(生徒指導協議会 学級集団診断調査 等)
- 3) 保護者と情報を共有する。(連絡帳 電話連絡 家庭訪問 P T A会議 等)
- 4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加 関係機関との情報共有 等)

## 9 いじめに対する措置

いじめ問題が生じた場合には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- 1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 2) 学級担任等が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- 3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- 4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省謝罪をさせる。
- 5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談し、協力を求める。
- 6) いじめ解消後も保護者と継続的な連絡を行う。

<いじめを認知したときの対応>



10 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、校内いじめ防止チームを中心に事実関係についての調査を行い、市教育委員会へ報告を行う。

調査にあたっては、以下の点について事実関係を可能な限り明確にする。

- いつ（いつ頃から）
- だれから行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ等の背景事情
- 児童の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

いじめられた児童に対しては、児童を守ることを最優先とし、心情をケアしながら事情を聴取する。同時に、当該児童の保護者に事実を知らせるとともに、保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議しながら問題解決にあたる。児童に対しては、状況に合わせた継続的なケアを行い落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。また、情報を提供してくれた児童に対しても児童を守ることを最優先とし、問題解決にあたる。

### 1 1 いじめ防止等の対策のための年間計画

時 期	実 施 計 画	時 期	実 施 計 画
4 月	<input type="checkbox"/> 組織作成 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止チーム定例会 <input type="checkbox"/> 児童の実態把握 <input type="checkbox"/> 児童への啓発活動 <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の説明 (学級懇談) <input type="checkbox"/> 保護者との情報交換(家庭訪問) <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会 1	1 0 月	<input type="checkbox"/> 生徒指導協議会 6 (事例研究会)
5 月	<input type="checkbox"/> 全教職員による児童の共通理解 (生徒指導協議会 2) <input type="checkbox"/> 「こころの連絡カード」の実施 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止チーム定例会	1 1 月	<input type="checkbox"/> 「こころの連絡カード」の実施 <input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> Q-Uテストの実施 <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会 7
6 月	<input type="checkbox"/> Q-Uテストの実施 <input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会 3 <input type="checkbox"/> いじめ防止についての研修 <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会 4	1 2 月	<input type="checkbox"/> 保護者との教育相談 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止チーム定例会 <input type="checkbox"/> 取り組みへの自己評価の実施 <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会 8
7 月	<input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止チーム定例会 <input type="checkbox"/> 取り組みへの自己評価の実施	1 月	<input type="checkbox"/> 冬休み中の情報収集 (生徒指導協議会 9) <input type="checkbox"/> 児童の実態把握と情報収集 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止チーム定例会 <input type="checkbox"/> 児童への啓発活動
8 月	<input type="checkbox"/> 夏休み中の情報収集 (生徒指導協議会 5)	2 月	<input type="checkbox"/> 個別指導及び全体共通理解 <input type="checkbox"/> 反省と改善策の検討 (教育課程編成) <input type="checkbox"/> 生徒指導協議会 1 0
9 月	<input type="checkbox"/> 児童の実態把握と共通理解 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止チーム定例会 <input type="checkbox"/> 児童への啓発活動	3 月	<input checked="" type="checkbox"/> いじめ対応チーム定例会 <input type="checkbox"/> 取り組みへの自己評価実施

\* 職員会議での、「生徒指導より」の中で情報交換の場を設け、随時、情報共有や共通理解を図る。

### 1 2 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、学校のいじめ防止の取組について評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 評価結果を踏まえ、次年度の改善策を検討するものとする。